

日高市告示第 248 号

平成 30 年 7 月 31 日付日高市告示第 185 号において別途日高市告示で定めることとされている期日は、その期限が平成 30 年 7 月 5 日から平成 30 年 11 月 26 日までの間に到来するものについて、平成 30 年 11 月 27 日とする。ただし、特別徴収の方法によって徴収する個人の市民税に係る納期限については、平成 30 年 12 月 10 日とする。

平成 30 年 10 月 23 日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄